# 第五節 初期禅宗における戒観

#### 一、問題の所在

共感とである。その詩の一つに次のようなものがある。 唐代の中期から末期にかけて、庶民の姿をリアルにうたった王梵志の詩のモチーフのひとつは、庶民の浅はかさへの冷笑と深い

世の中で何が貴重かといえば、

夫婦が一番だというけれど、

あるとき厥磨師がやってきて、

命の絶えるのに立ち会う。

くよくよと天を恨んではならない、

業は前世の報いなのだから。

妻があの世に嫁いだとしても、

誰にも文句も言えはしない。

妻を娶ったりするものではない。

くどくど悩むだけのことだから。〈-〉

うに同じく、本来は授戒を執行する師僧のことであるが、ここでは庶民の葬儀を取り仕切る僧侶、それもおそらくは私度僧といわれ る正規の教団に属さぬ乞食坊主のことのようである〈饣〉。彼らがおそらく庶民の葬儀のために、死後であるにもかかわらず安直な ここでも彼はとめどなく現世に執着する庶民の姿を冷ややかに見据えているのがわかる。なお、ここに「厥摩師」とは羯磨師とい

れた形跡はない。『梵網経』の成立に関しては伝承に従ってインド撰述とする説とシナ撰述説とがあり、決定的な論拠がないため今

なお確定していない合う。

れないのはシナ撰述としては合理性を欠くと見ることもできるからにわかには決着し得ないのである。 しかし羅什最晩年の仕事であり、十分な推敲ができなかったと考えることもできるし、当時シナで流行していた三種浄戒説が見ら 『梵網経』は鳩摩羅什訳とされてはいるが、訳法が杜撰で整理も行き届いていない点がシナ撰述説の大きな理由のひとつである。

うち、最初の律儀戒は瑜伽戒では七衆の別解脱律儀と称される小乗戒そのものである~)。これに対して梵網戒では『瓔珞経』の説 いう欠点を持ち、単純化や理念の先走りによる授戒の安易化や堕落の危険性をともなうものでもあった。 ⟨∞⟩にしたがって律儀戒(摂律儀戒)の内容を十波羅夷即ち十重戒とし、小乗具足戒とは関係がなくなるのである。 この純大乗的立 ところで菩薩戒は、テキストによって用語は異なるが、律儀戒・摂善法戒・饒益有情戒の三種の範疇をたてる。この三種浄戒の

反映しているといっていいだろう。そしてこのことも、より簡便な菩薩戒が歓迎された事情を反映しているというべきである。 戒儀』なるテキストの著述が何度も行われた。布薩説戒会や授戒会などで用いるための実用品としての役割が期待されたのである。 文献を見ればさらに安直な布薩文や授戒法がたくさん見出せるのである。 して菩薩戒の注釈書の傾向からみても、菩薩戒自体への関心が瑜伽戒から梵網戒へとその比重が移動していくのがわかるし、敦煌 この点、インドでは菩薩戒は理念的な位置付けを持っていたに留まるのに対し、シナではその実用性が重んじられたそのことを ところで、シナでは菩薩戒の伝来以来、その戒の項目だけを抜き出した『戒本』(別解脱律儀)の制作や、授戒の方法を説く『授菩薩

斎日に、「請師」のあと、「四弘誓願」を唱え、続いて「十重禁戒」を受持するのみで郷人、つまり庶民たちの授戒を行なっていたことが たとえば、スタイン二八五一号に『菩薩十無尽戒』なるテキストがある。 成立年代は大歴一 五年(780)と記されているが、そこには

記されている

広く行なわれていた仏教の実際を示している、ということである。本土ではこうした生の記録や書き付けは時代と共に早く失われ かったかのような錯覚にとらわれがちなのだが、それは間違いである。そのことは十分に自戒しなければならないことなのである。 てしまったから、あとから見れば、あたかも論書に記された高踏な仏教のみが行なわれ、庶民化あるいは俗化した仏教は行なわれな そしてここで重要なことは、敦煌本は敦煌という僻地の仏教事情を反映しているだけではなく、シナの中央を始めとする全土で

### 三、六祖慧能と神会の戒

上で慧能の思想の眼目である般若思想を解き明かす、という構造になっているのである 『六祖壇経』(敦煌本)は無相戒を授け、般若波羅蜜を説く事を標榜する⟨ロ⟩。 つまり大衆授戒を行なって仏教徒として認定し、その

身香を伝えてから無相懺悔を授けるとするが、具体的には四弘誓願を発し、その上で無相三帰依戒を授けるのみである する極めて簡略なものである。この点は『壇経』他本でも基本的には同じで、戒香・定香・慧香・解脱香・解脱知見香の自性五分法 四弘誓願文を同じく三度唱え、ついで懺悔(無相懺悔)を三唱し、そののちに三宝への帰依(無相三帰依戒)をもってそれを菩薩戒と その無相戒 (無相三帰依戒) の具体的内容は、まず自らの肉体に三身仏を見てそれに帰依することを慧能に従って三度唱え、次に

極致のようにも見えるけれども、逆に非常に低俗な仏教、大衆に迎合した俗化現象と捉えることもできるのである ここに見られる戒観は用語などから見て『梵網経』に由来すると見られるのだが、それよりもこれらは一見して発達した禅思想の

れている。<=>とすればその戒観を見るにあたっても神会のそれを先行するものとして見ておかねばならない。 ところで、『六祖壇経』は慧能の作ではなく、例えば敦煌本にあってはその多くの部分が荷沢神会の一派の手になるものと考えら

どがしきりに行なったという記録もある谷 いて香水銭を集めて皇帝に献じたといわれている〈ロ〉。この大衆授戒の方法は当時広く行なわれたようで、法華玄儼や清涼澄観な その神会の菩薩戒は『和尚頓教解脱直了性壇語』(ユ)に述べられている。神会は安史の乱(755-763)に際し、しばしば無遮大会を開

『梵網経』所説のものである。またこれは後に見るように南岳慧思の『授菩薩戒儀』における問遮の内容でもあり、その関連性が指摘 三帰依を行なったのち、至心に懺悔する。具体的徳目は身口意の三業にわたる四重罪、七逆罪、五逆罪、十悪罪、障重罪、一切罪である。 このうち四重罪はいうまでもなく小乗具足戒の四波羅夷であるから『梵網経』の十重罪に含まれ、七逆罪は七遮ともいい、同じく その授戒法は簡単で、まず菩提心を発し、それを正因(契機)として懺悔を行なう。 その方法は、過去未来現在の三世仏に敬礼し、

岳慧思からの影響関係が見出されるのである。 七逆罪に全て含まれるから、これは重複というべきで、神会の教学的な無知、あるいはテキストの未整理を表わしているといってい いかもしれない(エ)。かくして、神会の菩薩戒の具体的内容は『梵網経』の七遮、十重戒によることが知られ、後に指摘するように南 しかも五逆罪は(一)母を殺す、(二)父を殺す、(三)聖者を殺す、(四)仏を傷つける、(五)教団の和合を破壊する、の五項目からなり、

できる

p.228]、さらにそれを敷衍して、「戒定恵は是れ妄心不起を名づけて戒と為し、無妄心を定と名づけ、心の妄無きを知るを恵と名づく。 是れ三学等しと名づく。」とする[壇語 p.229]。 続いて「諸悪莫作は是れ戒。 諸善奉行は是れ恵。自浄其意は是れ定。」と『七仏通戒偈』に付会した独特の三学の解釈を立て[壇語

守るべき八つの徳目を持せずしては一切の善法も生ずる能わず、無上菩提にも入り得ず、如来の功徳法身も獲ることができないと いうのである これらは心に重点を置いた事実上の戒の実践の放棄をいうものであるが、一方で斎戒護持の必要を力説する。斎戒つまり在家の

若波羅蜜の学習に向かうべきであるということであるから、理想と現実が矛盾的に同居しているというべきであろう。 この神会の菩薩戒観はもともと北宗の授戒儀を伝える『大乗無生方便門』と関連の深いことが既に明らかにされている。 以上が神会の戒観の概要であるが、先進的で却って空論化の傾向さえある理念と具体的な護戒の立場が併せ説かれ、その上で般 (16) すな

わち『大乗無生方便門』にあっては、まず踋跪合掌し、四弘誓願を発する。次に十方諸仏を和尚(授戒師)として請い、続いて三世諸仏

菩薩を招請する。次に三帰依を受けさせ、五能を問う。五能とは、(一)一切の悪知識を捨て、(二)善知識に親近し、(三)死ぬまで坐 禅に励み禁戒を持すること、(四) 大乗経を読誦しその甚深の義を尋ねること、そして (五) 苦しむ衆生を見て力の及ぶ限り救護する

こと、である行う

身口意の十悪罪と、五逆罪および障重罪について懺悔することになっている[田中敦煌 p.464]。 その決意を確認したあと、懺悔を行なう。その内容は幾分か簡略化されているようにも思えるが、過去未来及び現在にわたって、

く記述となっていることがわかるのである〈エ〉。それは過激な先進思想といってもよく、一方で曖昧で簡便な大衆迎合的性格といっ 的にはかえって伝統的で、歴史的には神会に先行する六祖に帰せられる『六祖壇経』の戒観の方が大いに伝統を逸脱し、具体性を欠 は却って北宗に出自の由来を持つ反逆者、もしくは批判的継承者の位置にあることが知られるのである。いうならば、神会は部分 てもよく、あるいはその両方の性格を兼ね備えたできごとなのかも知れないのである。 これらが『壇語』に相似するのは明白で、かくして神会は一方で激しく北宗を批判して南宗の確立に貢献したとされるが、実際に

の源流として南岳慧思を始めとする天台の系統の菩薩戒観を指摘することができるのである。 そして、以上のような禅宗における在家菩薩戒の成立や流伝の系譜も、実は決して初期禅宗に独自のものではなく、これらの戒観

## 四、『授菩薩戒儀』について

灯録』巻六、百丈章に引かれる『禅門規式』に 上来、初期禅宗の菩薩戒観を概観した。そこには極めて安易な方法による在家菩薩戒の受持の方法が述べられているのがわかっ そして宗派独自の戒律観、それは禅宗にあっては清規にあたるのだが、それはまだ見られないままであった。そのことは、『伝

少室より曹谿に至りて以来、多く律寺に居す。別院なりと雖も、然も説法住持に於いて、未だ規度に合わず。〈ヒン

という言葉にも対応する現象といってよく、この時期にはまだ教団的独自性の主張やそのための制度の整備も十分ではなく、それ

故、宗派としての自覚も態様も十分には整っていなかったということを意味するであろう。

よび十重禁戒を合せて十六とするもので道元の菩薩戒の内容を示すものである。 たことを意味しているであろう。そのことはともかく、ここにいう十六支戒とはまた十六条戒ともいわれ、三帰依戒・三種浄戒 とは明白である。しかし、一方で「杜撰の長老等しらざるもあり」という表現は、この戒脈が必ずしも表立った正統なものではなかっ 元年九月十八日、前住天童景徳堂頭和尚、道元に授くる式、この如し」というように、道元にとっては十六支戒が禅宗の戒であったこ 統を持ち、六祖、青原行思を経て師の如浄からの伝来であることをいうのだが、そのことは『仏祖正伝菩薩戒作法』に、「右は大宋宝慶 山高沙弥等、をなじく受持しきたれり。」とだめを押すようにのべている[眼蔵 p.339]。 道元の言によれば十六支戒は達摩以来の伝 あり、もともあはれむべし。」といっている[眼蔵 p.335]。 また巻の末尾には、「この受戒の儀、かならず仏祖正伝せり。 丹霞天然、薬 しく伝来し、震旦五伝して曹谿高祖にいたれり。 ところで、話は飛躍するが、道元の『正法眼蔵』受戒の巻には十六支戒が記され、「いま仏々祖々正伝する処の仏戒、只嵩岳嚢祖まさ 青原・南岳等の正伝、いまにつたはれりといへ共、杜撰の長老等かつてしらざるも

別して叡山の伝統を栄西を通じて受けたとする説、浄土系の戒の伝統の影響を受けたという説、荊渓湛然の『授菩薩戒儀』を簡略化 したという説、それと道元のオリジナルであるという説など様々である。 この十六条戒のルーツについてはこれまで様々な学説が立てられている。今、中尾良信氏の整理するところによるならば(2)、大

宗の形成に大きな影響を与えたにちがいないと考えているからなのだが、シナにおける授菩薩戒儀の濫觴も南岳慧思の作と伝えら れている『授菩薩戒儀』[zz.2-10-1ff.]に求めることができるのではないかというのがここでの作業仮説だからである このことに見通しを立てるために、南岳慧思の戒律観を一瞥しておきたいと思う。 なぜなら、南岳慧思こそは従来シナの の初期禅

戒儀』をほぼ原文通り書写したあと、続けて慧思作として本書を書写していることを勘案すれば[T.74,625bff.]、時間的な面からも だ、玄奘訳に初めて用いられた新しい術語を用いるなど明らかな後代の加筆があるにせよ、円珍(八一四—八九一)が湛然の『授菩薩 もっとも我々が手にすることのできる現存テキストに関しては後代の作との説もありこのあたりは学説も一定してい

その原型は南岳慧思によるものだと考えてよいだろう。

を三種浄戒思想によって受持する立場を示すのである。 もともと十重戒は『瓔珞経』のいうように三種浄戒のうちの摂律儀戒の具体的内容をなすのだが、ここではそれを別に立てて十重戒 遮によって受戒資格を確かめる。ついで正受戒として「三種浄戒」を受け、そのあとで「十無尽戒」として十重禁戒を受けるのである。 て三度声高に唱えるとされる。つまりこの三帰依を菩薩の戒として受けるのである。次に「十善戒」によって懺悔し、『梵網経』の七 そこでその南岳本を概観するならば、まず「四弘誓願」を発し、十方諸仏菩薩に礼拜してのち「三帰依」を行なう。これは戒師に従っ

のである。 禁戒が柱となっており、いわゆる十六条戒の原形とみなすことができるし先に見た初期禅宗の戒とも共通項の多いことが知られる ともかく以上が慧思の菩薩戒とされるものの概略である。個々には説明がやや煩瑣にわたるけれど、三帰依戒・三種浄戒・十

整理した整然とした体系をもっているが、しかしこれも上に見た南岳本と基本的にはほぼ同じ説相を持つものである 第三請師・第四懺悔・第五発心・第六問遮・第七正受戒・第八証明・第九現相・第十説相・第十一広願・第十二勧持の十二門に ところで、天台宗でもっとも重視されるのが湛然による『授菩薩戒儀』[zz.2-10-5ff.]である。これは全体を第一開導・

### 五、十六条戒について

作者は仏祖二十四代を名乗る了誉である。この円頓戒もしくは心地金剛宝戒の盧遮那仏以来の相伝については、シナにあっては南 するに十六条戒をその骨格としていること、その淵源は南岳慧思にあることが明記されている。ちなみに制作年代は明徳元年(1390)、 薩戒を授ける行事儀式を十二の大門に分けて説くもので、これらは湛然の『授菩薩戒儀』の科文をそのまま踏襲している。これを要 岳慧思、天台智顗、章安、智威、慧威、玄朗、妙楽、道邃と相伝し、それを最澄が受持し招来したことを明かす。 さらに日本では最澄の 浄土宗系統の菩薩戒を示すテキストのひとつに『受菩薩戒儀則(黒谷古本)』[大日本仏教全書 72 p.1ff.]がある。浄土門における菩

あと、慈覚、長意、慈念、慈忍、源心、禅仁、良忍、叡空、源空、聖光、良忠、良曉、良誉、了誉と浄土系で相伝したとされている これに先立って、同じく浄土門の慧亮(802-860)による『授菩薩戒儀(机受戒略戒儀)』[大日本仏教全書 72 p.7ff.]にはより明瞭に三

帰、三種浄戒、十重禁戒を授けることをいい、それを「十六重戒品」と称している。

であるといっている。即ち、ここでも湛然を源流とする菩薩戒の系譜が十六条戒として最澄を経て浄土系の伝統を形成したという なお、後に書かれたこの奥書には浄土門の授菩薩戒儀には三本あり、妙楽(荊渓湛然)の十二門戒儀、黒谷古本、および机上の法式

のである。

方がよいだろう。 は最澄の系譜からの伝授も考えられなくもないが、彼の叡山滞在は少年期のごく短期間に限られるから、直線的な影響は考えない にあるのではなく、共に南岳慧思を起点としてシナからそれぞれに伝承されたものであることが知られるのである。 かくして道元の菩薩戒は南岳慧思の戒観にそのルーツを持つことが明らかである。そしてそれは、必ずしも浄土門との影響関係 その言の通り、シナから彼が直接もたらしたものと見て特に問題はない。 道元にあって

とっていることが知られるのである。 ても一般化していたのである。そして神会や慧能の行なった無遮大会における授戒法も、南岳以来の『授菩薩戒儀』の伝統にのっ それは、南岳慧思に始まって一方で教団外の僧侶による庶民教化にも用いられ一方でシナにおける各宗派の大衆授戒の方法とし

的な葬儀における死後授戒にも反映しながら現在にもほぼそのまま伝わって居るのである り神会や慧能にも顕著に見られるように簡便化され、それが道元にも継承されていくのであるがこれらの授戒法や菩薩戒観は民衆 つまりはじめに述べたごとく禅宗の戒律観には大別して二つの流れがあり、その一つである菩薩戒受持の系譜は南岳慧思に始

から正史には見られぬ民衆レベルの伝承があり教化の事実のあったことがしられるのである。 ということになるのだがそのことはにわかには認め難く、今後もう少し調べて見なければならない。 道元の言を借りるならば、シナの名だたる禅僧の中にも正規の具足戒を受けず、この菩薩戒のみで間に合わせていたものもある いずれにしても、以上のこと

#### 六、草庵歌

本来の理念や目的からかけ離れた烏合の衆でしかない。そしてとるに足らぬ世俗的な動機や野心を持ちこんだそうした夾雑物が およそどんな集団でもその理念を維持し発展させる力となるものの数はごく僅かに過ぎず、集団を構成する大部分はその集団の

その集団の外延を形成しているのが一般である。

どで、それらは必ずしも教団にとってもマイナスばかりではないのである。一見無用のもの、あるいは百害あって一利も見られな 団に頑としてとどまり、その上で両者は密接な関係を持ち続けたのである。 はようやく時勢にも適った大教団を形成してそれ以後の禅宗の全国への伝播の濫觴となり、一方は高踏的で伝統的な隠遁型の小集 とは逆に周縁が広がることによって教団の社会的な意味合いが増大して来ること、他の教団との相互の影響関係が見られることな いようなものでも視点を変えればそれが集団全体の厚みといったものを形成していることもしばしば見られるところなのである。 とりわけそれが宗教教団などの場合は複雑な問題もそこから発生して来る。そのひとつは教団の堕落であるが、今ひとつはそれ だから事柄は簡単ではないのだが、禅宗史を眺める場合いつも馬祖教団と石頭教団の鮮やかな対比のことが示唆的である。一方

緊張を孕みながら展開したのであった。 そして、そのことを踏襲するかのように、シナの禅宗教団は何時の時代も大きな都市教団と草庵型の小さな集団とに分れ、相互に

その石頭和尚の『草庵歌』には次のようにうたっている。

吾れ草庵を結べども宝貝も無く

飯了らば従容と睡りの快を図る。

成る時初めて茆草の新しきを見、

破れて後還た茆草を将つて蓋う。

住庵の人は、鎮かに常に在りて、

中間にも内と外とにも属さず。

世人の住する処に我れ住せず、

世人の愛する処は我れ愛せず。

庵は小なりと雖も法界を含み、

方丈の老人は相い体解す。云々。(ユ)

直接の、あるいは弟子を介してする間接の深い関係があり、常に馬祖に優越する存在として位置付けられている。 は上座部的な謹厳性といっていいのかもしれない。そしてそれにも拘わらず、石頭の主宰する教団は馬祖道一(709-788)との間に ここにはもはや余人の入り込む余地はない。自受用の世界に独居する石頭希遷(700-791)の峻厳な姿があるばかりである。それ

庵が大教団を補完し、同時にそれへの批判的視座を提供する場所として独自の思想史的意義を持っているといってよいだろう。 とっても帰るべき本来の有りようであり原点であるということを意味しているのである。そうした点から、石頭の構えた小さな草 そのことを『伝灯録』では、「江西の主は大寂、湖南の主は石頭、往来憧憧として並びに二大士の門に湊(あつま)れり」と賞賛してい それは石頭の悠々自適の境涯が、弟子の接化や壇越との付き合いなどの煩瑣にして繁雑な日々を送らざるを得ぬ馬祖系の人々に

百丈が清規の制定者であるというのはどれほどの信憑性があるのだろうか。以下にそのことを考えて見たいと思う。 実質的な形成者である馬祖の擁した教団は如何なるものであり、どのような規矩によって運営されていたのであろうか。 の教団の規矩を制定したのが百丈懐海(749-814)である、ということで伝統的な解釈は一致している。 さて、その馬祖は多数の弟子を擁してシナ禅宗教団の独立を果たした点に大きな足跡があるのだが、先に簡単に触れたように、そ では百丈の師であり、禅宗の

る[伝灯録巻六 p.88b]。

### 七、清規制定への動き

れた石門山を去ってさらに彼が百丈山に入って自ら寺を構え教団を擁してからつけられた呼び名なのである。だから開元寺に居 ことを百丈と呼んでいるのに気が付く。百丈を百丈と呼ぶことに違和感はないが、実際には百丈とは馬祖の没後にその塔の建てら 馬祖教団について考える前に、その考察の方法とも深く関わるが、『景徳伝灯録』では例えば馬祖章を見るとそこでは百丈懐海の

た時は百丈は百丈ではなかったのである

でもないほど確かなことであり、そのことがここにも現れているのだが同じ様な潤色は他の様々な部分にも染み込んでいるにちが いない。ましてこの書は歴史的な事実に必ずしも忠実であろうなどとは思ってもいないのであればそのことは一入である. それ故、『景徳伝灯録』が後代から遡って記述され直したものであり、その時に様々な潤色が加えられたということも今更いうま

そしてどちらにもないのである を確定しようとして、結局記述のほとんどが信用ならないと断定し排除する立場があった。おそらく真実はどちらにもあるだろう。 記述として受け入れ、それを祖述することによって禅宗史を語る立場があった。また中には虚飾と思われる部分を剥ぎとって史実 では我々はここに記述された事柄のどこまでを歴史的事実と認めることが可能なのであろうか。中にはこれらの全てを聖典の

ばかりだからである。「疑わしき」記述は明白な反証のないかぎりひとまず事実と認め、ゆったりとした姿勢で鳥瞰してみたいと思 学は一般に虚構から真実を見抜くための引き算を多用するものなのだが、それだけでは資料に乏しいこの時代の歴史はやせほそる して他の資料との比較や相関関係から推して矛盾しないことがらは、ひとまず史実として受け入れて考えて行きたいと思う。歴史 ここではそうした論議をひとまずおき、潤色や改変のあることを自明のこととしつつ、しかし後代の付加が明瞭なこと以外は、そ

は宋代の宗賾によって崇寧二年(1103)に著わされた『禅苑清規』(崇寧清規)である。また別に完本ではないが、『伝灯録』百丈章に付 さて、禅宗教団の修行や生活の規則を清規といい、百丈懐海が制定したとされるのだがその清規は現存しない。 現存最古の

係に有るのか、更には百丈に本当に清規制定の事実があったのか、が問題となっていた(ミン)。 された『禅門規式』が残っている[伝灯録巻六 p.101a]。従来、この『禅門規式』が百丈の制定したとされる『百丈古清規』と如何なる関

掲載されている[T.48,1112c]。このことから、『禅苑清規』以前に存在した『古清規』なるものがあり、それが後の様々な清規制定のモ 存する『禅門規式』そのものは百丈その人の書いたものではなく、後人の要略であるが、それではその内容は百丈とどのような関わ 苑清規』にも『百丈規縄頌』として掲載され、またここでは三十条の規律を付け加えた上に文節ごとに頌が付されている。そして現 デルとなったことがわかる[平川清規 p.3]。その序文は『勅修百丈清規』によれば現存の『禅門規式』の序文に他ならず、同じ文は『禅 元の時代に清規を集大成した『勅修百丈清規』(一三三八)には、『古清規序』『崇寧清規序』『咸淳清規序』『至大清規序』が附著として

### 八、『禅門規式』について

りかたをするのであろうか。

『禅門規式』の冒頭、『古清規』の序文に当たる部分には百丈の言として次の二つの言葉が記録されている。それを検討すると、ま

ず規律制定の基本的立場として、

祖師の説かれた道を大いに広めようと願い、将来にわたって滅びてしまわぬように願っている。インド伝来の諸々の経や律

に、もはや従うはずもないのである。〈タン〉

かと尋ねられ

と、祖師禅を継承し伝統を棄てる立場を闡明している。そしてさらに、それでは『瑜伽論』や『瓔珞経』などの大乗戒にも従わないの

編して規範を設け、それに背かぬように努めるのである。〈タム〉 私が宗とする立場は大小乗のいずれかに偏したものではなく、かといってそれらと異なるものでもない。これらを総合的に再

とその独自性を表明している。大乗戒経である『梵網経』などによって簡便な菩薩戒実践の要求があり、それに応じて様々な戒法が

開発され、それがシナの仏教界を風靡していたことは前に述べた。 禅宗にあっても正規の僧侶達は初期には具足戒を受持して後

大乗戒を重受していたのである(タン)。

新しい基軸を打ち出しているのだが、禅僧の大勢は『禅苑清規』に見られるごとく、正規に大小乗両戒を重受していたと考えてよい しかしここではそうした伝統には従わず、むしろそれを否定した上で大小乗を止揚した新たな立場をとり、そしてそれに従って

以下の文章で、【】括弧に包んだのが『禅門規式』中に見える術語である。 その禅宗教団で制定された新たな規定を、『伝灯録』百丈章に付された現存の『禅門規式』の中から要約して記せば次の通りである。 だろう(26)。

き、また問答応酬したのである。それ故、化主とはその寺の【住持】でもあったであろう。 つまり世尊に成り代わって朝夕に【上堂】し、【陞坐】して宗旨を挙揚する。【主事・徒衆】たちは一列に並んで、立ったままそれを聞 て道眼を具えた【長老】の中から選ばれた【化主】が【方丈】に住して【大衆】と呼ばれる弟子達を指導するという。 まず、新たな指導理念の下に【禅居】と呼ばれる禅宗独自の寺院様式を定め、そこには仏殿を建てずに【法堂】だけを建てた。そし 化主は【当代の尊】

その権限は絶大であった。『禅門規式』にいう「化主」とはここにいう寺主のことであろう。 一人、寺主一人、都維那一人」を置き、その寺を取り締まっていたという[六典巻四 p.44b]。 彼らは国家に指名された官吏でもあり、 唐の時代の法制を記した『大唐六典』(玄宗皇帝)によれば、当時の寺院数は総数五千三百五十八所であったといわれ、 、寺毎に「上座

また三役の一人、維那についても『禅門規式』には規定があり、

た、違反した者は拄杖で打ち据え、大衆の前で衣鉢と道具を焼いて、偏門(うらもん)から追い出して見せしめにする。 名を変え僧侶に身をやつして清衆に紛れ込んだもの、あるいは騒動を起した者は堂維那が検挙して院を擯出(おいだ)す。 ま

とされる。ここに「清衆」とは正規に度牒(僧侶免許)を受けた比丘のことで、私度僧といわれる偽坊主はそれを留め置いた寺共々、

厳しく処断されたのであった。

なお、維那は今日の僧堂では単なる儀式運営者に過ぎないが、それはこの時代の維那が寺院の規矩一切を取り仕切り、鐘や太鼓の

いわゆる鳴らし物をも全て受け持っていたことの名残りである

以来の新たな法臘で上下を決するというシステムなのである。 律の規定に反する制度で、ここにも禅宗の独自性が見られる。この方式はいわば、それ以前の経歴は全て無視して、禅門に帰依して 次に、【僧堂】では【夏次】つまり到着順に席を按排した。しかしこれは法臘つまり具足戒を受けてからの年数を唯一の基準とする

れていたのがわかる たのである。大衆はここで【坐禅】をし、【偃息】(きゅうそく)し、質素な【斎粥】(さいしゅく)を平等にとったのである。ここに斎と は米の飯、つまり昼食を指し、粥とは朝飯のことである。当時はまだ律の規定に従って一日二食、午後からは食事をせぬ風習が守ら その僧堂には【長連牀】を設け、【椸架】という物掛けを置き、そこに【道具】つまり修行生活に必要な最小限の物具を【掛搭】(かけ)

ていた。例えば、飯を司る者は【飯頭】、菜を司る者は【菜頭】と称し、他もこの例にならっていた。 また、役割毎に【寮舎】に分かれて、【普請】を上下等しく行なっていたのである。寮舎は【十務】に分かれ、それぞれ【首領】が置かれ

よって、百丈が独自の清規を制定したと受け取ってよいだろう。 以上が『禅門規式』の概要である。多くの部分が現代の僧堂にも共通していることが知られるであろう。 そして、以上のことに

なお、余談になるのだが、『大唐六典』には、

全ての道観では三元の日と千秋の節日には広く金籙と明真等の斎を修する。また、僧寺では別に勅して斎を設け行道すべし。

云々(28)

になったのである〈タ〉。

無く、維那の指揮の下に行なわれたのであろう。そして、これがやがて清規に取り入れられ、日数も整理されていわゆる祝聖の儀式 とあり、その後に皇帝並びに皇后の命日と行道の日数が記されている。これらは勅命であるから、改めて清規に記載されることも

#### 九、馬祖は雑貨鋪

し、「払子」を振るいつつ説法をし、「禅牀」に「坐禅」をし、「作務」や「普請」に精を出していたとされる[伝灯録巻六 p.88bff.]。 ここで改めて『景徳伝灯録』に戻るならば、馬祖の居した開元寺には「法堂」があり、馬祖は「方丈」に住んで法堂に出かけて「上堂」

としても大筋は認めなければならないだろう⑶ これは上に見たように『禅門規式』に定められている概念や術語と同じである。ここにいくばくかの改変や後代の付加があった

る論理的な必然性の中で様々な用例が実在したものとして確定して行くであろう。 普請の合間に行なわれた生き生きとした対話も成立しなくなってしまう。逆に一つを認めるならば、後は相関関係の内に次々とあ はなかったこととなる。そうするとその内容である「自心是仏」の教えや、百丈との払子を巡るやりとりも無かったことになるし、 例えば馬祖の在世時、例えば開元寺時代には清規やそれに変わる新機軸はなかったとしよう。そうすれば当然馬祖には上堂説法

制定され、それによって教団は運営されていたということになるのである。 それ故、馬祖教団の中の中に上堂や普請のあったことを認めることが必要であり、そしてそうであるならば、そこでは清規は既に

る。ここでも窮屈な消去法を使う必要はないだろう。そんなことをしていては、それと一緒に禅宗教団の存在そのものが消え去っ てしまうのである。 仮に百丈が成文化したにしても、馬祖がそれを既に行なっている以上、馬祖教団にそれがあったと考えなければならないのであ

り、そこでは労役を行なっていたいい[伝灯録巻一四 p.270a]、またある日、石頭が大衆に、「明日は仏殿前で草刈りをする」と命じた というから[伝灯録巻一四 p.270a]、石頭の教団もそれなりの規模を持ち、そこでは馬祖教団と共通する部分とそうでない部分が混 も法堂はあったのであろうか。そして清規はあったのだろうか。また、『伝灯録』丹霞章によれば石頭の所には「槽廠と行者房」があ なお、草庵を結んでごく小数の秀れた弟子と共にあったという石頭希遷にも上堂説法がひとつだけある。そうすると石頭の所に

在していたのかも知れない。

そのことはともかく、同じ『伝灯録』仰山章には百丈の孫弟子にあたる仰山慧寂(807-883)の次のような上堂説法が記録されている。 属商、わしの所は雑貨屋だ」と。だから、(雑貨屋の跡継ぎのわしは)ガラクタでもダイアモンドでも相手次第で売るのだ。 (ヨ) ダイアモンドとガラクタのごた混ぜで、わしは相手に応じて商売しているようなものだ。だから祖師が言っている、「石頭は貴金 で救いようがない。そこでその妄想や誤解を解くために子供騙しのようなことをしても虚しいだけだ。この僧堂を眺めるに全く 師は上堂していわれた、自分をよく振り返れ。人の云うことを鵜呑みにするな。お前さんは全くわけも解らず妄想に耽るばかり

時差があって比較の対象にもならぬから、仰山がそんなことをいうはずもないだろう。そして石頭と対比し得る人物は馬祖を置い 是れ雑貨鋪」という句の「我」とは石頭希遷と並び称された馬祖道一の言葉と考えるべきである。石頭希遷と仰山慧寂には百年もの 『祖堂集』でも、この一段はほぼ同じで、同じく仰山章に入れているのだが[祖堂集巻四 p.176]、ここに引用されている「我が者裏は

そのことに使命感を感じていたからに他ならない。 売」であった。では何故、馬祖系の祖師達はこんなにことに手を出したのかと言えば、それが教団というものの現実だからであり その馬祖系の禅僧達は各地に広がって壇越を得て、営々として大教団を維持拡大させた。それは確かに労多くして益の少ない「商 て他はないからである

霜慶緒(807-888)、あるいは雲居道膺(835?-902)の時代にまで下がるようである。 [朝鮮禅宗 p.291ff.] 石頭系の禅者達もやがて都会に接近し大教団を擁するにいたるのだが、それは恐らく少し時代が下がった雪峰義存(822-908)や石

#### 十、おわりに

した当時の教団の内部には税金逃れや兵役逃れのために紛れ込んできた者や、正規の度牒を持った比丘であっても物欲に駆られた 我々は語録を通じて禅の祖師の行実をたどることを専らにしているからつい見落としがちなのだが、時には何千人もの弟子を擁

も見たごとく、如何なる時代の如何なる集団についてもこのことは当てはまるような気がするのである。 志の低い者、名誉や栄達ばかりを望む俗物など、そのかなりの部分が本来の目的とかけ離れた人々によって構成されていたのである。 の秀れた人が頂点に立ち、指導するそのことによって集団の声望をかろうじて維持し、あるいは高めていたのである。そして先に そのことは偉大な釈迦の時代からも少しも変わっておらず、教団の外延は常に腐敗していたのであった。そしてそれをごく小数

さて、そのことはしばらく、『僞山警策』には次のように僞山の悲憤慷慨が綴られている。

らには、努力を重ね徳を積み、きっぱりと俗世の縁を断ち切らねばならぬはずが、国家の公認を受けた途端に我こそは比丘なり 父母に孝養を尽くさず、親戚も見捨て、お国の役にも立たず、家業も継ぎ手が居なくなった。はるかに故郷を捨てて出家したか とふんぞり返り、檀家には財物や寺を求めてやまぬ、云々。 32

た禅傑が目白押しに続出した昔も、堕落が叫ばれて久しい今も実体はさほど変わらぬことを知らしめる。 というほどのことである。偽山霊祐(771-853)は百丈の弟子、仰山の師である。後にはさらに延々と辛口の批評が続いていて、秀れ

生活の形態をとっていたことが知られるのである。 彼らが活発に活動する様が描かれている。即ちここからも各地に分散し拠点を構えた禅師たちはそれぞれ基本的には同じ修行や 各章、そして石頭系の弟子達の場面にまで上堂説法や普請などの『禅門規式』に記された規矩や術語が出現し、そうした環境の中で そのことはともかく、偽山章のみならず、『伝灯録』や『祖堂集』、そして個々の禅僧の語録を眺めると、馬祖門下および百丈門下の

ぞれの地域の習慣や環境に大きく左右されるから決して同じものがそのまま普遍的なルールたり得ない。それらは事情に応じて かなり自由に改変されたにちがいないのである。 もちろん、インドの戒律がそうであったように、これらの規則は理念ではなく具体的な生活に根差している。そして生活はそれ

というわけでもなく、また全てがその思想によって統一されたというわけでもない。むしろ絶えざる批判が遠慮なく浴びせられ そしてまた、馬祖はシナ禅宗の事実上の初祖というにふさわしいけれど、それはその考え方や実践の方法がそのまま維持された

そして却ってそこから様々な独創性が生まれたのである。それらは決して一概のものではない。そして、そうした全体の多彩な動 きの中にこそ禅仏教の特色はいっそうよく発揮されたのだといえよう。

あるごとに、あるいは新しい清規を制定するたび毎に常に回顧されていたに違いないのである。 る基本的な枠組みというようなものもまた確かに存在したであろうし、それが『禅門規式』あるいは『古清規』の中に保存され、こと 従って、清規も様々な形のものがそれぞれの場所でそれにふさわしく工夫されたに違いない。しかし、それらを貫通して共通す

#### 7

- 〈-〉「世間何物重、夫妻取是好。一箇厥磨師、眼看絶行道。燻燻莫恨天、業是前身報。 妻児嫁与鬼、你向誰辺告。 教你別取妻、不須苦煩悩。』『詩編』284 [王梵志 p.179]。なお、下から二句目は、「お前さんにはまた別の嫁をとらせてやるから」と読む方が良いかも知れない。
- <2)『詩編』には他に次のような用例が見られ、いずれも羯磨師は死亡すること、あるいは葬儀の意に転化している。「得銭自喫用、留著櫃裏重。 | 業、憨人合脳痴。漫作千年調、活得没多時。急手求三宝、願入涅槃期。杓柄依僧次、巡到厥摩師。』『詩編』035。 [王梵志 p.32]。 「有銭但喫著、実 日厥摩師、空得紙銭送。 死入悪道中、良由罪根重。 埋向黄泉下、妻嫁別人用。 智者好思量、為他受枷棒。 『詩編』028。 [王梵志 p.26]。 「兀兀貪生 一日厥磨師、他用不由你。妻嫁親後夫、子心随母意。我物我不用、我自無意智。未有百年身、徒作千年事。』『詩編』254。 [王梵志 p.150]。
- (3)「師郷信到。報父母倶喪。師乃入僧堂白槌曰父母倶喪。請大衆念摩訶般若。大衆纔坐。師曰労煩大衆。珍重。」[祖堂集p.113]。また[伝灯録五 p.86b]にも同様の記述がある。
- (4)「三世諸仏、皆曰出家成道。 西天二十八祖、唐土六祖、伝仏心印。 尽是沙門。 蓋以厳浄毘尼、方能洪範三界。 受声聞戒、応受菩薩戒。 此入門之漸也。」[禅苑清規 p.13]。 然則参禅問道、戒律為先。

既

- 〈s〉[禅苑清規 p.16]
- ⟨๑⟩シナ撰述説は、[望月成立史 p.441ff.]。 チベット訳を見れば、『デンカルマ目録』、『西蔵大蔵経総目録』ともに、『梵網経』はシナからの伝訳とされ

るから西紀八百年前後には梵本は無かったことがわかる。[律文献 p.407]。

- 〜の『瑜伽論』菩薩地戒品に次のようにいう、「律儀戒者、謂諸菩薩所受七衆別解脱律儀。」(大正三○、五一○下)ただし異訳の『菩薩善戒経』には、「在 も小乗七種戒は菩薩戒とは認めていない。 摩訶薩成就戒。成就善戒。成就利益衆生戒。先当具足学優婆塞戒沙弥戒比丘戒。」(一〇一三下)といい、微妙に説相が異なるがいずれにして 那。沙弥沙弥尼。優婆塞優婆夷。菩薩摩訶薩若欲受持菩薩戒者。先当浄心受七種戒。」(同、九八二下)といい、同じく一巻本『善戒経』に、「菩薩 家出家所受持者名一切戒。在家出家戒有三種。一者戒。二者受善法戒。三者為利衆生故行戒。云何名戒。所謂七種戒。 比丘比丘尼。式叉摩
- (\*)『瓔珞経』にいう、「所謂三受門。摂善法戒、所謂八万四千法門。摂衆生戒、所謂慈悲喜捨化及一切衆生皆得安楽。摂律儀戒、所謂十波羅夷。」[T.
- (๑)大乗仏教の初期には、むしろ十善戒に基づく純大乗的立場をとっていた。 [菩薩戒 p.239ff.] '
- (2) 敦煌本『六祖壇経』の正式な名称は、「南宗頓教最上大乗摩訶般若波羅蜜経六祖恵能大師於韶州大梵寺施法壇経 内容は、「恵能大師。於大梵寺講堂中昇高座。説摩訶般若波羅蜜法。受無相戒。」とされる[T.48,337a]。 一巻。 兼受無相戒」であり、その
- (=)多くの研究史が積み重ねられているが、最近の総合的な研究には、[伊吹壇経 p.1ff.][孟壇経 p.1ff.]がある。
- 〈ユ〉[鈴木 3 p.308ff.][壇語 p.226ff.]。
- ⑵『宋高僧伝』巻八神会章に次のようにいう、「十四年范陽安禄山挙兵内向。両京版蕩駕幸巴蜀。副元帥郭子儀率兵平殄。然於飛輓索然。用右僕 時寺宇宮観鞠為灰燼。乃権創一院悉資。苦蓋。而中築方檀。所獲財帛頓支軍費。代宗郭子儀収復両京。会之済用頗有力焉。][T.50,756c-757a] 射裴冕権計。大府各置戒檀度僧。僧税緍謂之香水銭。聚是以助軍須。初洛都先陥。会越在草莽。時盧奕為賊所戮。群議乃謂会主其檀度。于
- <□>(□)『宋高僧伝』巻五、澄観伝、「設無遮大会十二中。」[T.50,737c]。 同巻一四、法華山寺玄儼伝、「設無遮大会十筵。」[T.50,795c]。 同巻二三、三学院息塵 伝、「設無遮大斎前後五会。」[T.50,857c]。同巻二六、荷恩寺文瓚伝、「設無遮一百会。凡聖混淆一皆等施。」[T.50,877c]。
- (3)なお、七逆罪は五逆罪の(三)を細分し、殺和尚、殺阿闍梨を別に立てて全体を七とするものである。 [壇語 p.226ff.] [鈴木 3 p.308-9]
- 〈2〉田中良昭「初期禅宗の戒律論」[田中敦煌 p.461ff.]。
- 〈エン『大乗無生方便門』[T.85,1273b]。両者の比較は[田中敦煌 p.464]

- ⟨≌⟩[田中敦煌 p.465]。ここではさらにこの慧能の革新性と道信の懺悔法の類似を指摘し、新たな問題を投げかける。
- (9)「自少室至曹谿以来多居律寺。 雖別院。然於説法住持。未合規度。」[伝灯録 p.101a]
- ⟨ロ⟩「道元禅師の仏法と今日的課題─戒律と業の意味と機能─」曹洞宗布教研修会参考資料、一九九三年
- (1)「吾結草庵無宝貝。 飯了従容図睡快。成時初見茅草新。破後還将茅草蓋。 住庵人鎭常在。 不属中間与内外。 世人住処我不住。世人愛処我不
- 愛。庵雖小含法界。方丈老人相体解。」[伝灯録巻三○ p.627]
- (2) [百丈古規 p.51ff.]。その後の網羅的な研究には、[石井清規 p.15dd.]がある
- (3)「祖之道欲誕布化元。冀来際不泯者。豈当与諸部阿笈摩教。為随行耶。」[伝灯録巻六 p.101a]
- (4)「吾所宗非局大小乗。 非異大小乗。当博約折中。設於制範。 務其宜也。」[伝灯録巻六 p.101a]
- (2)ただし『伝灯録』を検査すれば、正規に受具したことを記すもの、記録のないもの、そして例えば石鞏慧蔵のように、馬祖に出会ってたちまち猟 師をやめ、自分で剃髪して出家した者もあり、様々な形態があったようである。「蔵当時毀棄弓箭。自以刀截髪。投祖出家。」[伝灯録巻六p.95a]
- (26)前注(4)参照
- (2)「或有仮号窃形混于清衆。并別致喧撓之事。即堂維那検挙。抽下本住挂搭。擯令出院者。 鉢道具。遣逐従偏門而出者。 示恥辱也。」[伝灯録巻六 p.101b] 貴安清衆也。或彼有所犯。 即以拄杖杖之。集衆焼衣
- (器)「凡道観三元日千秋節日、修金錢明真等斎。及僧寺別勅設斎応行道。[六典巻四 p.47z]
- (3)祝聖については[禅宗の教団 9 p.50ff.]を参照。
- (32)『伝灯録』馬祖章[巻六 p.88ff.]。なお、石頭系にはこうした用語の出現例は比較的少ない。用例に関しては『祖堂集』もほぼ同じ結果となる。
- ⑶汀師上堂示衆云。汝等諸人各自迴光返顧。莫記吾言。汝無始劫来背明投暗。 有什麽是処。亦如人将百種貨物与金宝。作一鋪貨売。祇擬軽重来機。所以道。石頭是真金鋪。我這裏是雑貨鋪。 妄想根深。卒難頓抜。 所以仮設方便。奪汝麁識。 覓鼠糞。 我亦拈与他。 如将黄葉止啼。
- (32)「父母不供甘旨、六親固以棄離。 不能安国治邦、家業頓捐継嗣。 真金。我亦拈与他 時有僧問。 鼠糞即不要。 [伝灯録巻一一 p.173a] **緬離郷党、剃髪稟師**。

内勤克念之功、外弘不諍之徳。

迥脱塵世、冀期出離。

纔登戒品、便言我是比丘。

壇越所須、喫用常住。」[T.48,1042b]